豊島区サッカー協会

ジュニア委員会審判部

審発20190706-02

関係各位

豊島区サッカー協会ジュニア委員会審判部作成のフットサル競技規則(2019年5月11日初版)について、関係チームからのご意見及びご指摘に基づき、時限対応になりますが、一部ルールの改定を致します。

なお、当通達事項は2019年7月9日より、豊島区サッカー協会ジュニア委員会が開催する全ての競技会に適用する。

1.競技者の用具①

【改定前】

(7) 競技者の用具・ユニフォーム

　① 靴は紐付き運動靴・トレーニングシューズ・フットサルシューズとする。

ただし、低学年に限りマジック付きのものを許可する。

スパイクの着用は、禁止とする。

【改定後】

(7) 競技者の用具・ユニフォーム

　① 靴は紐付き運動靴・トレーニングシューズ・フットサルシューズとする。

 また、低学年は、マジック付きのものを許可とし、他のカテゴリー(U12/U11/U10/U9)に関しても、2020年4月30日までは、マジック付きのものを許可する。

 スパイクの着用は、禁止とする。

2.競技者の用具②

【改定前】

(7) 競技者の用具・ユニフォーム

　③ アンダーシャツ及びアンダーショーツに関しては、「フットサル競技規則」

第4条［基本的な用具］に準ずる。

　 但し、ユニフォームの主たる色のシャツ・ショーツの準備が難しい場合は、

同一チーム内でシャツ・ショーツの色を統一することとする。

以　下　次　葉

前　葉　よ　り

【改定後】

(7) 競技者の用具・ユニフォーム

　③ アンダーシャツ及びアンダーショーツに関しては、「フットサル競技規則」

第4条［基本的な用具］に準ずる。

　 但し、ユニフォームの主たる色のシャツ・ショーツの準備が難しい場合は、

同一チーム内でシャツ・ショーツの色を統一することとする。

上記「同一チーム内でシャツ・ショーツの色を統一すること」は、

2020年4月30日までは適用を延期する。

対象カテゴリーはU12/U11/U10/U9/U8/U7とする）

3.競技者の用具③

【追加】

(7) 競技者の用具・ユニフォーム

 ⑤半袖ユニフォーム及び半袖ユニフォーム+アンダーシャツ（長袖ユニフォーム）の同一チーム内の混在を認める。

以　上